

伊丹市における重層的支援体制整備事業の取り組みについて

~共生福祉社会の実現を目指して~

伊丹市 健康福祉部 共生福祉社会推進担当



1. 伊丹市の特徴



伊丹空港のある都市

(大阪国際空港)



● 面 積 25.0km๋

● 人 口 202,539人

● 世帯数 93,330世帯

● 人口密度 8,101人/km²

● 高齢化率 25.6%

(R5.1.1現在)

清酒発祥の地

江戸時代に清酒醸造法が確立







2. 伊丹市地域福祉計画の理念

地域福祉計画の理念

「共生福祉社会」は、すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会を表すものです。

第3次計画の理念

共生福祉社会の実現

計画の理念の4つの柱

福祉文化の創造

福祉課題を「私のこと」と 捉えることのできるような 文化(気風)をつくってい きます。

ともに生きる社会づくり ソーシャルインクルージョン

人をカテゴリー分けせず、 お互いの人権を尊重し合い ながら市民がともに生きて いけるような社会をめざし ます。

地域で自立・自律した生活を 営むことができるまちの実現

自分自身の意思や思いに基づいて自己選択や自己決定を行い、地域社会において市民としてごく当たり前に生活できるまちの実現をめざします。

市民主体に基づく市民・専門職

・事業者・行政の協働

市民を地域福祉推進の主体 と位置づけた上で、市民、 専門職、事業者、行政が協 働して地域福祉を創造して いくことをめざします。

「共生福祉社会」←「地域共生社会」

福祉における「共生」という言葉は、すべての人がお互いの人権を大事にし、支え合い、共に暮らせる社会を作っていくためのプロセスのなかで生まれたものです。市民への人権教育、福祉教育、権利擁護を推進し、すべての人の権利を守ることができるまちづくりを進めるなかで、その流れを地域福祉のなかで受け継ぎ、考えるために、これまで本市では「共生福祉社会の実現」を理念として掲げてきました。それは、すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会を表すものです。

国においても、平成30年の社会福祉法の改正において、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会という意味の「地域共生社会」を提唱していますが、「共生福祉社会」はその内容を含んだ本市独自の考え方であり、本市が目指すべき社会として引き続き理念に掲げます。



3. 伊丹市地域福祉計画(第3次)の体系

地域福祉計画の体系

第3次計画の体系

目標1

目標2

目標3

つながり合い、 支え合う共生のまちづくり 多様な主体の協働による 誰もが活躍できる仕組みつくり 誰もが自分らしく暮らすための 体制作り

基本施策

- 1 地域丸ごとの共生のまちつくり
- 2 日常生活圏域における

地域福祉活動の推進

- 3 全市的で多様な地域福祉活動への支援
- 4 共生のまちつくりのための福祉教育

基本施策

- 1 社会資源の連携/開発
- 2 地域の見守り体制の充実
- 3 災害に抗強い

日常的な支援体制の構築

基本施策

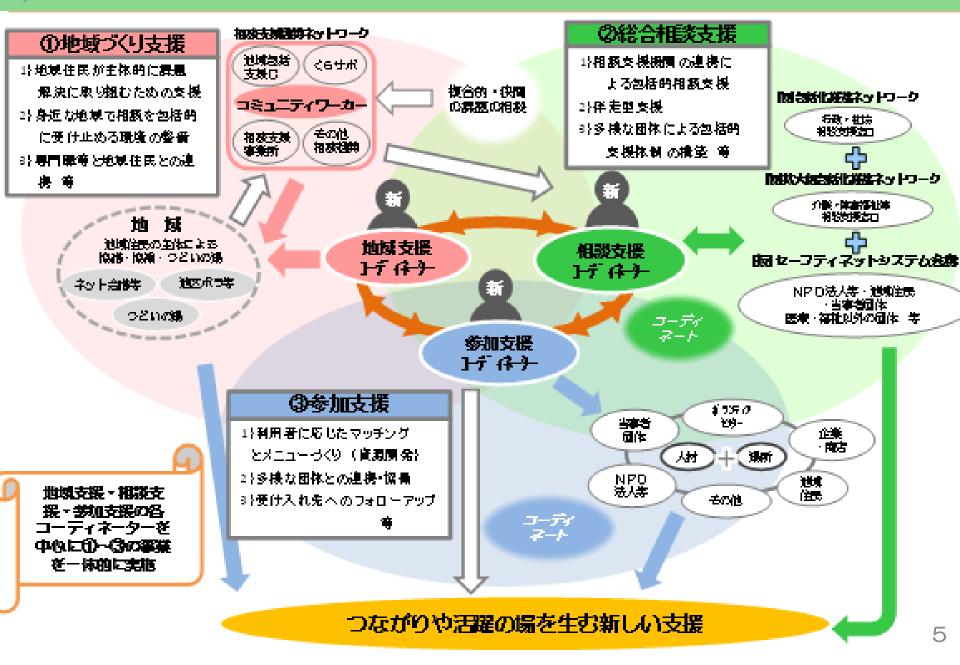
- 1 総合相談支援体制の強化
- 2 権利擁護支援体制の強化
- 3 情報提供体制の充実

【災害にも強い地域づくり】

令和2年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、経験のない<u>新たな災害</u>と言えます。今後頭在化するさまざまな課題(社会的孤立や生活困窮、コロナ差別等)に対して、新たな手段も取り入れながら、**「地域のつな**がりを断ち切らない」ことを命題とし、これらの取り組みを重覆的に推進します。



4. 地域福祉計画における重層的支援体制整備に向けた取り組みのイメージ



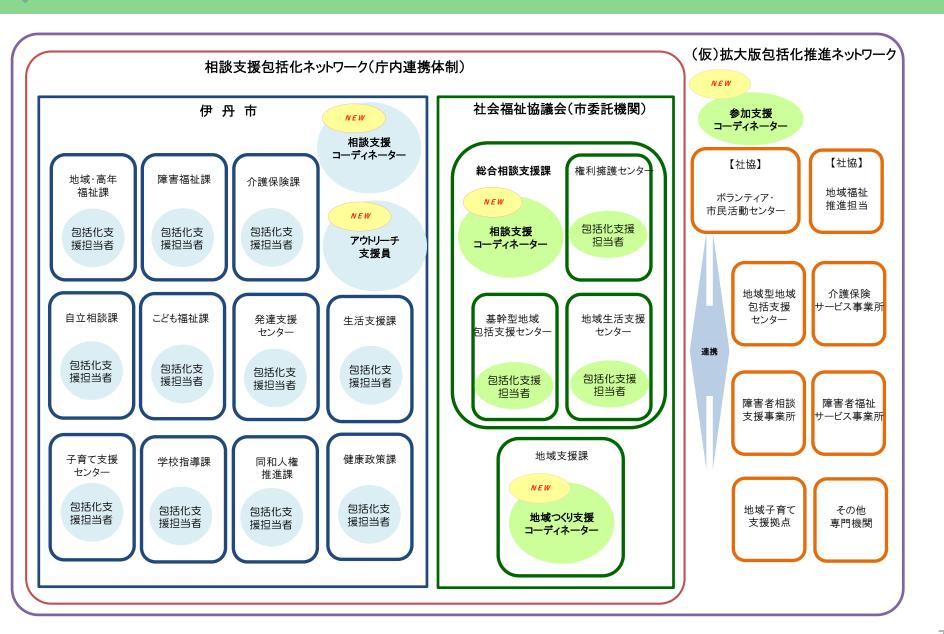


5, 重層的支援体制整備事業の具体的な取組内容

- ①相談支援・地域支援・参加支援の各コーディネーター及び包括化支援担当者の配置 包括的な支援のネットワークを構築するため、市に相談支援コーディネーター1名、社会福祉協議会 に相談支援・地域づくり支援・参加支援コーディネーターをそれぞれ1名ずつの計3名配置。 また、庁内の各課、および社協の中に包括化支援担当者を配置し、各窓口の連携強化を推進。
- ②多機関協働事業による重層的支援会議(包括化支援担当者会議)の開催(月1回) 複雑・複合化した課題を有し、世帯として支援が必要なケースである、どこにもつながらない狭間の ケースである、新たな資源開発や支援の仕組みにつなげたいケースである、これらのいずれかに該当 し、かつ各相談窓口等が有する既存のネットワーク等による連携では課題解決が困難なケースに対し、 重層的支援会議を行う。
- ③重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ支援員の配置 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行うために、アウトリーチ支援員を令和5年度以降に1名配置を検討。
- ④庁内連携会議の設置 全庁的な連携を目指すために、従前の地域福祉計画庁内推進会議を共生福祉社会推進庁内連携会議に 変更するとともに、生活困窮者支援と自殺予防対策の庁内会議を統合するなど、構成メンバーも包括 的支援体制の整備のために連携を図るべき部署を追加して設置。
- ⑤共生福祉社会推進会議の開催 包括的な支援体制の整備に向け、多様な分野・団体から構成した会議を昨年に引き続き実施し、プロ ジェクトの創出を図る。
- ⑥福祉分野以外との連携推進地域課題の解決に向け、福祉分野以外との部局との連携を推進するため、住居荒廃やゴミ捨て支援、ヤングケラー、就労支援、住まい支援などといった課題ごとに福祉と他分野が協議、事業検討を行う場を適時開催。



5-①コーディネーター及び包括化支援担当者の配置





> 5-②多機関協働事業マニュアル策定・支援会議の運用を開始

多機関協働事業で求められる関係機関の連携の円滑化や相談支援機関のサポート、役割分担等の調整機能を果たす仕組みとして重層的支援会議を実施するためのマニュアル

【構成】

〇共生福祉社会の実現に向けて

- 1. 共生福祉社会の実現とは
- 2. 重層的支援体制整備事業とは
- 3. 支援のアプローチ
- 4. 重層的支援体制整備事業が目指すもの

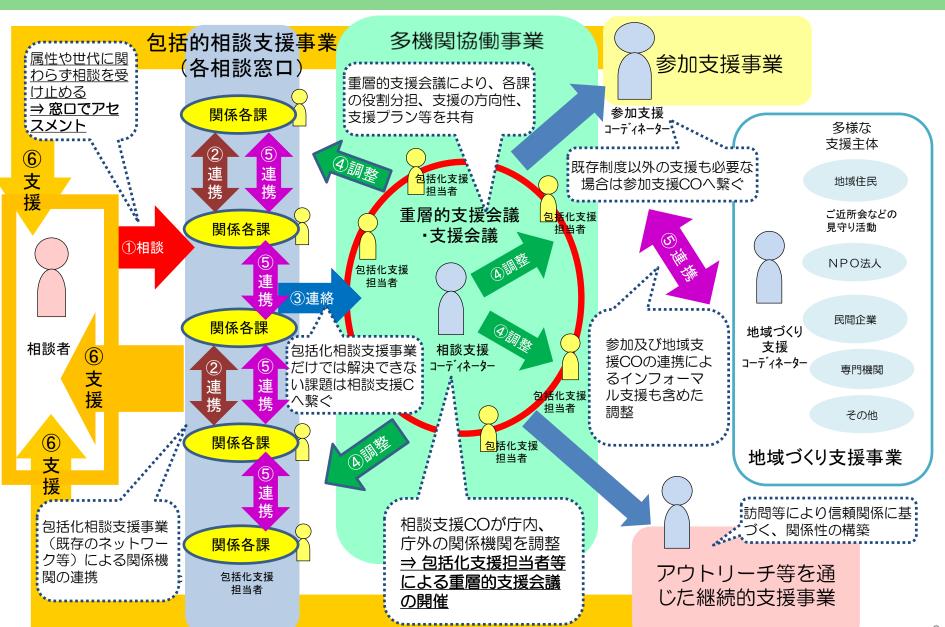
○多機関協働の取り組み

- 5. 重層的支援会議とは
- 6. 重層的支援会議・支援会議につなげる基準
- 7. 重層的支援会議の運用
- 8. 支援の流れ(フロー図)
- 9. 重層的支援会議の心構え
- 10. 重層的支援会議・支援会議の流れその他(様式、資料等)





5-②包括化支援担当者会議の開催 支援の流れ(フロー図)



5-③アウトリーチ支援事業

アウトリーチ支援事業では、アウトリーチ支援員を1名配置し、セルフネグレクトなどの支援拒否により支援につながっていない対象者に、継続的に訪問等を行い、信頼関係を構築し、支援へとつなげる。



継続的訪問により信頼関係を構築、支援へつなぐ

支援員:保健師、看護士、精神保健福祉士、心理士、社会福祉士等の有資格者を1名

配置先:検討中(候補先:社協(出向)、自立相談課、共生福祉社会推進担当)



◆ 5-④共生福祉社会推進庁内連携会議の設置・開催

地域福祉計画(第3次)の理念「共生福祉社会の実現」に向けて、分野を超えて総 合的に相談に応じ、関係機関等が連携する包括的な支援体制の整備に取り組むため、 伊丹市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱を改正し、庁内連携会議を設置・開催した。

<ポイント>

口会議名称を「伊丹市共生福祉社会推進庁内連携会議」に改正

地域福祉計画の理念である共生福祉社会の実現を推進するための会議とするため名称を改める。

□設置目的及び所掌事務に包括的な支援体制の整備等を規定

社会福祉法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」等を所掌事務に加え、共生福祉社会の 実現を目指すことを明記

□構成委員の追加による組織の拡充

複合・複雑化した生活課題に対し、市全体で支えていくため、生活課題の発見につながる所属を追記。

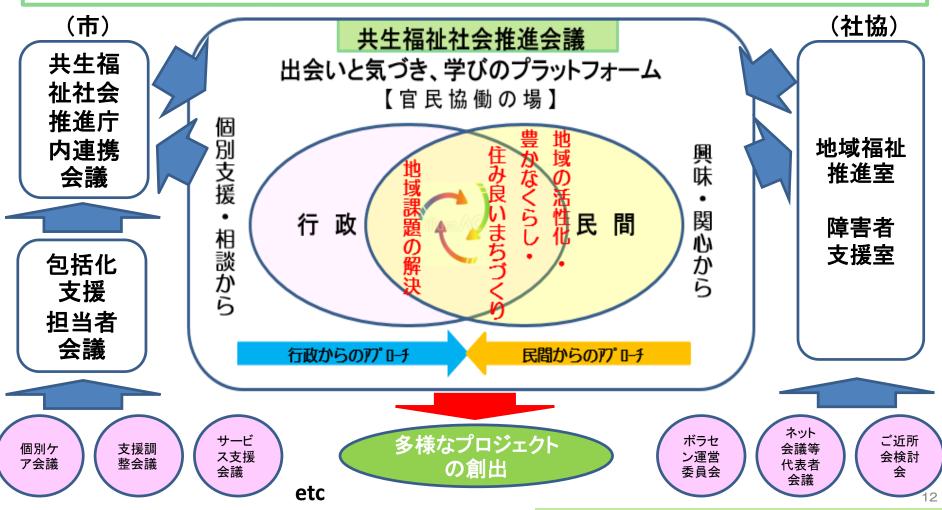
〇分野や年齢等の組織の縦割りを超えて、包括的支援への共通認識のもと、

より一層の庁内各所属の連携・協働の推進を図る。

5-5 共生福祉社会推進会議の設置・開催

□地域では「地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向け様々なまちづくり活動が 実践されています。また、行政では、個別課題を地域における課題へと一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに広げ ていく取り組みを実践しています。

□一見、質の異なる活動同士であっても、"個人"や"くらし"を中心に、活動同士が出会い、お互いから学び、福祉的視点を得ることで、活動が多様な化学反応を起こし、活動に変化や新たな活動が生まれます。そこで「共生福祉社会の実現」に向け、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」の場とし て本会議を設置することとしました。





5一6福祉分野と他分野の連携推進に向けた取組

